

第二章

事業系ごみ減量への取り組み

第二章 事業系ごみ減量への取り組み

2-1 はじめに

第二章では、事業系ごみの概要及び事業系ごみの減量施策を行っている自治体の基本情報を示す。

2-2 事業系ごみの概要

廃棄物は大きく産業廃棄物と一般廃棄物に分かれる。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法)」及び同法施行令で定める20種類のものとして定義されている¹⁾。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義している(図2-1)。

事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、産業廃棄物でなく一般廃棄物に分類されるものがあり、これを事業系一般廃棄物という(本研究での「事業系ごみ」とは、この事業系一般廃棄物のことを指す)。なお、産業廃棄物となる20種類の品目の中には業種を問わず、それが事業活動から生じたものであればすべて産業廃棄物となるものと、廃棄物処理法施行令により定められた特定業種があり、その特定業種から排出されたもの産業廃棄物となるが、それ以外の業種から排出されたものは一般廃棄物となるものがある。

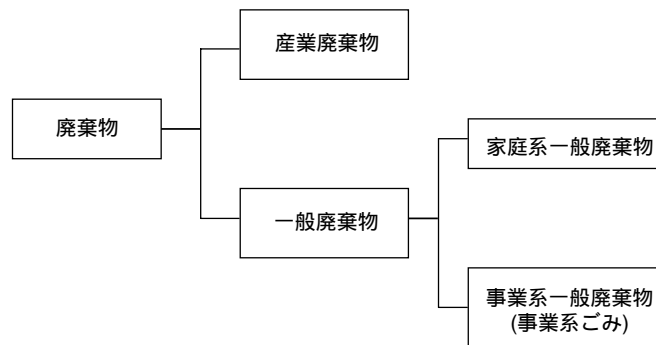


図 2-1：事業系ごみの位置づけ

2-3 現在の自治体における事業系ごみ減量施策³⁾

現在、多くの自治体において事業系ごみの減量化対策は緊急の課題と位置づけられており、事業系一般廃棄物処理基本計画などが作成され、その方針に応じた対策がとられている。

現在自治体において行われている事業系ごみ対策の主なものを表2-1に示す。

表 2-1：主な事業系ごみ対策

施策	事例
有料化	事業系ごみの指定袋化の実施によるごみ減量化 持込ごみの有料化
処理手数料の改定	ごみ処理原価と手数料の乖離を縮減するための 処理手数料値上げ
清掃工場への搬入規制	事業系紙ごみ、再生可能な紙ごみの清掃工場への 搬入禁止
事業系紙ごみ、生ごみなどのリサイクル事業	剪定枝のチップ化处理
大規模事業者への減量計画書提出義務付け	大規模事業所(床面積1000㎡以上)の事業所に対して、「減量計画書」提出を義務化 大規模建築物(延床面積が3000㎡以上)を対象に 廃棄物管理責任者の専任を義務付け
大規模事業者への訪問指導	ごみの発生抑制及び適正な分別、保管、再生 などの処理について訪問指導 紙ごみ等の徹底分別
減量マニュアルの作成・配布	紙ごみの分別方法の明示(パンフレット等)

表 2-1 より、自治体で行われている事業系ごみ対策には 事業系ごみの有料化、処理手数料の改定、清掃工場への搬入規制、事業系紙ごみ、生ごみなどのリサイクル事業、大規模事業者への減量計画書提出義務付け、大規模事業者への訪問指導、減量マニュアルの作成・配布といったものがあることがわかる。

2-4 事業系ごみ減量化施策の概要

本節では 2-3 で示した 6 つの事業系ごみ減量施策について、その概要を示す。

2-4-1 事業系ごみの有料化^{2), 4)}

現在、事業系ごみを無料で収集せず有料扱いにしている自治体は全国で 8 割以上に上る。料金徴収の方法は自治体によって異なるが、多くの場合、一定以上の廃棄物を排出する事業者については行政回収を行わない。排出事業者は、一般廃棄物の許可業者に委託して処理施設に廃棄物を搬入し、許可業者を通じて処分料金を支払うか、排出事業者自ら施設に廃棄物を搬入して料金を支払う方法を取っている。一方、小規模の排出事業者に対しては、有料のごみ袋や処理券を購入してもらった上で行政回収を行うケースが多く見られる。

2-4-2 処理手数料の改定⁴⁾

処理手数料設定の考え方は基本的に自治体によって異なっている。実際に設定している料金は 1kg 換算で 10 円未満から 40 円台までと大きな開きがある。一般的には、殆どの自治体が処理原価に相当する額をそのまま徴収することはせず、原価の一部を事業者に負担してもらおう方法を取ってきた。

しかし、ここ数年で処理原価と処理手数料の乖離を縮め、なるべく実際の処理コストを清掃工場の処理手数料に反映させようと、料金の改定に踏み切っている自治体が増えている。

2-4-3 清掃工場への搬入規制^{3), 4)}

清掃工場にごみが持ち込まれる際に、事業系紙ごみなどの搬入を禁止するというもので、清掃工場において分別の徹底がなされているかの直接的な確認、指導を行っている自治体もある。

2-4-4 事業系紙ごみ、生ごみなどのリサイクル事業³⁾

生ごみの堆肥化処理や、剪定枝のチップ化、堆肥化処理といったものがある。

2-4-5 大規模事業者への減量計画書提出義務付け³⁾

事業用大規模建築物の所有者を対象に、廃棄物の減量計画の作成および廃棄物管理責任者の選任を義務付けて、事業系廃棄物の減量および適正処理を図るための指導を行うというものである。

なお、第一章の 1-6 で記載したとおり、大規模事業者の表記・定義は自治体により異なる。主に「(事業用)床面積 1000 m²以上の事業所」や「1 日 100kg を超える事業系一般廃棄物を排出する建物の所有者」、「市の清掃工場に年間 100t 以上のごみを搬入する事業者」といったものがある。

2-4-6 大規模事業者への訪問指導³⁾

大規模事業者に対して立ち入り指導を行うというものである。立ち入りの際、自治体が作成しているチェック項目票により、ごみの発生抑制および適正な分別、保管、再生などの処理について指導を行っている。

2-4-7 減量マニュアルの作成・配布³⁾

家庭ごみを出すステーションに事業系ごみが置かれることによる市民からの苦情やごみの適正処理，排出ルールの徹底を図るために減量マニュアル(チラシ)を事業所に配布している。

第三章では，各自治体が行う事業系ごみ減量施策のうち，「処理手数料の改定」，「清掃工場への搬入規制」，「大規模事業者への対策」，「中・小規模事業者への対策」，「有料指定袋制度」に着目してアンケート調査を行い，自治体の減量化施策の取組実態を明らかにする。第四章では，第三章で明らかになった内容を踏まえて分析を行い，事業系ごみ減量化施策の比較評価について論ずる。

<参考文献>

1) 環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

< <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html> > , 2008-12-16

2) 環境省 廃棄物処理技術情報：データ，

<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h19/data/env_press.pdf> , 2008-12-16

3) 和田 安彦：自治体の事業系ごみ対策と企業の取り組み，月刊廃棄物，32(2)，20-27(2006)

4) 月刊廃棄物編集部：「自治体の事業系ごみ対策」，月刊廃棄物，34(9)，6-19，(2008)

